

文化や習慣の違いを越えて - 外国人の人権問題 -

チャレンジ

こんな相談を受けたとき、あなたなら何とこたえますか？

マンションの隣の部屋に引っ越してきた人、外国人らしいんだ。なんか不安だね



ネットを見ると、生活習慣の違いから起きたトラブルについて書かれていたから…



お互いを認め合うことから

文化や習慣の違いから外国人がアパートの入居を断られたり、飲食店や公衆浴場で入店や入場を断られたりするなど、人権に関わる問題も発生しています。さらに言葉が通じないことにより、コミュニケーションがとれず、地域に馴染めないなどの問題も起こっています。

文化や習慣に違いがあるのは当然のことです。大分市においては、「大分国際車いすマラソン」などのスポーツや文化のイベントがたくさん開催されています。このようなイベントをきっかけにして、日本の文化を紹介するとともに、外国の文化や習慣に触れ、お互いに理解していくことが、共に生きる社会へとつながっていきます。

ヘイトスピーチのない社会の実現のために

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するようなヘイトスピーチ(憎悪表現)が社会的な問題として注目され、テレビや新聞等で大きく報道されています。エスカレートしたヘイトスピーチは、「死ね」「殺せ」と連呼するものや、子どもたちに向かって「日本からたたき出せ」「スパイの子ども」などと拡声器で連呼するものまであり、こうした街宣行動は、周囲や関係者に不安

感や嫌悪感を与えました。特に、2009年～2010年に京都市の学校周辺で行われたヘイトスピーチについては、「日本も批准している『人種差別撤廃条約』で禁じる人種差別に当たる」とした京都地裁の判決が、2014(平成26)年12月に確定しました。ヘイトスピーチの違法性を認める判決が最高裁で確定したのは初めてです。

また、2014(平成26)年8月に国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対してヘイトスピーチの根本的原因の解明、外国人に対する偏見をなくすための取組に努めるよう勧告が出されました。そして、2016(平成28)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が制定されました。これにより、川崎市でヘイトスピーチを繰り返す団体等のデモが規制されることになりました。

大分市においては、目立った街宣活動などは見られませんでした。2018(平成30)年12月、大分市に住む人が川崎市に住む在日コリアンの中学生に対してのインターネット上におけるヘイトスピーチにより侮辱罪で起訴され、処罰・過料命令を受けるということがありました。

一人ひとりの人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現のために、考えて行動していくことがわたしたちにも求められています。